

平成三十年五月二十四日付け広島県報（定期）第四十号に登載の広島県公安委員会告示第二十六号（遊技機の型式の検定の告示）の表の一部を次のように訂正する。

警察本部生活安全部生活安全総務課長

「1ページ」の表中

7S1794	平成30年3月13日から3年間	回胴式遊技機	ダンまち/KT	株式会社北電子 代表取締役 小林 友也 (東京都豊島区西池袋一丁目7番7号)	左同
8S0044	平成30年4月16日から3年間	同上	エクシードアーター/HC	ハイライツ・エンタテインメント株式会社 代表取締役 上村 憲生 (東京都千代田区内神田三丁目14番8号)	左同

を

8S0044	平成30年4月16日から3年間	回胴式遊技機	エクシードアーター/HC	ハイライツ・エンタテインメント株式会社 代表取締役 上村 憲生 (東京都千代田区内神田三丁目14番8号)	左同
--------	-----------------	--------	--------------	--	----

訂正する。